

監 査 委 員

17年監査公表第7号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年 5月20日

京都府監査委員 林 田 洋
同 明 田 功
同 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から平成17年 3月14日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

平成17年 1月14日付けの警察の捜査報償費及び捜査旅費に係る監査結果報告書（以下「資料1」

という。）平成16年 3月24日付けの京都新聞（捜査報償費の領収書の25%が仮名であったとの記事：以下「資料2」という。）平成16年 7月30日付けの朝日新聞（京都府警察本部（以下「警察本部」という。）で捜査費に関し裏金づくりが行われていたとの記事：以下「資料3」という。）平成17年 2月14日付け「AERA」（愛媛県警及び民間会社における内部告発の実例記事：以下「資料4」という。）平成16年10月22日付け「週刊金曜日」（「警察の裏金」として各都道府県の状況が報じられているうち警察本部に関する記事：以下「資料5」という。）の写しを事実証明書として添付し、次のとおり主張した。

ア 資料1によれば、平成11年度から平成15年度までの情報提供者等に対する現金謝礼は、1,444件、34,157,790円が支出され、うち817件は領収書が添付されておらず、また領収書が添付されたものについても、そのほとんどが住所や氏名が非開示とされ、照会調査についても拒否された。

イ 捜査報償費は、全国の警察において、領収書の偽造等によって裏金が作られ、それが不正に流用されたことが指摘されており、警察本部においてもこの可能性が否定できない。特に照会調査を拒否した情報提供者等への現金謝礼として支出された捜査報償費全額が裏金として私的あるいは不正に流用されたとも考えられ、京都府（以下「府」という。）は、金34,157,790円の損害を被っているといえる。

(2) 請求人の措置請求

京都府警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び関係職員に対し、平成11年度から平成15年度までの5年間に、情報提供者等に対する現金謝礼として支出された捜査報償費の執行内容の調査をした上で、返還請求をするなど、府の被った損害を補填するために必要な措置を取られるよう請求する。

第2 請求の受理

本件請求については、公金の支出の日から1年を経過した請求を含んでいると認められるが、自治法第242条第2項ただし書きに規定する「正当な理由」の有無については、請求人の陳述及び新たな証拠の提出を待って判断することとし、請求を受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成17年 4月12日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

また、自治法第242条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、当日は警察本部の職員2名が立ち会った。

2 当日は請求人 が出席し、請求の要旨を補完する以下の陳述を行った。なお、請求人から新たな証拠として平成17年 3月23

日付けの京都新聞（警察本部による平成15年度の捜査報償費の内部調査結果に関する記事：以下「資料6」という。）の写しの提出があった。

- (1) 情報提供者等に対する現金謝礼の監査では、現金謝礼を受けた相手方への確認調査が不可欠と考えるが、資料1の捜査報償費に係る監査結果の中では実施されていない。後日公表された警察本部の内部調査においても確認調査は、実施されていない。この現金謝礼を受けた相手方への確認調査の実施を強く希望し、今回の請求に及んだ。なお、今回の請求のうち既に1年以上経過している部分もあるが、情報提供者等に対する現金謝礼の件数、額については、資料1が公表されて初めて知り得たものである。
- (2) 資料1の中でも「捜査報償費を巡る不透明な部分をいまだ十分に払拭し得ていないことを強く自覚する」との意見も付されており、捜査報償費が目的外に使われていたのではないかという疑いを拭いきれないので、再調査願いたい。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求は、資料1の監査対象、すなわち警察本部刑事部における平成11年度から平成15年度までの間の捜査報償費の支出分についての監査を求めていると解されるところ、そのうち、平成11年4月1日から平成16年3月13日までの間の捜査報償費の支出分については、請求時に既に1年を経過しているが、資料1が公表されるまでは請求人は当該捜査報償費の内訳を知り得なかったものと認められ、また、当該事実を知り得た日から相当な期間内に本件請求があったものと認められることから、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

警察本部刑事部における、平成11年度から平成15年度までの間の情報提供者等への現金謝礼として支出された捜査報償費が、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するかどうか。

2 監査対象部局 警察本部

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 事実を証明する書面と請求人の主張との関係について

ア 請求人から事実を証明する書面として提出のあったもののうち、資料1については、本監査委員が本年1月14日に公表した監査結果であり、請求人の主張内容は、専ら本資料に基づいて行われていることが認められる。しかしなが

ら、本資料において監査委員が述べている主旨は、警察本部刑事部の捜査報償費の執行について不正又は不適正な事務処理及び事実は認められなかったというものであり、また請求人が返還を求めている3,415万円余の金額は、本資料の中で平成11年度から平成15年度までの刑事部における現金謝礼の執行額として示したものを単に合計した額に過ぎないものであって、府の被った損害額とは認められない。

イ 資料2及び資料4については、請求内容に述べられている事実との直接的関連は認められない。

ウ 資料3及び資料5で報じられている事実については、具体的な事実として特定し得ないものではあるが、資料1に集約される監査の一要因となったものである。

エ 資料6については、請求内容に述べられている事実との直接的関連は認められないが、陳述によれば請求人は、本資料により警察本部の内部調査においても現金謝礼の受領者の確認が行われなかったことを証明するものとして提出されたものであることが認められる。

- (2) 警察本部からの聴取り調査

現金謝礼受領者に対する直接確認など監査委員としての関心事項に関し、資料1公表後の状況について確認を行ったところ、警察本部総務部長等から、次のとおり説明がなされた。

ア 監査委員による情報提供者等への照会調査の可否については、資料1で述べられているところと同じ趣旨の説明がなされ「捜査活動に多大な支障が生じることは明らかであり、情報提供者等への照会調査については同意しかねる」というものであった。

イ 警察本部における内部調査の実施状況については、本年3月22日の警察常任委員会において報告された、平成15年度の執行に係る国費捜査費及び府費捜査報償費に関する調査結果を踏まえ、「いずれも捜査費として適正に支出されている」との説明があった。併せて、「現在、平成14年度の執行分の調査を進めており、順次遡って平成11年度の執行分まで調査の上、できるだけ早くその結果を報告したい」との説明も付言された。

これらの説明に対し監査委員としては、監査委員による情報提供者等への確認・照会が不可能であるとするのであれば、早急に内部調査を進めることにより府民への説明責任を果たすべきであり、その手順についても記憶が薄れていく平成11年度からまず着手すべきであることを要請した。

2 判断

上記事実関係により検討の結果、次のとおり判断する。

- (1) 請求人の主張する「情報提供者等への現金謝礼として支出された捜査報酬費全額が裏金として私的あるいは不正に流用された」という事実及びそれにより府が損害を被ったという事実は認められない。
- (2) 資料1で述べている監査委員としての見解は、現時点において変更の必要性は認められない。